

## 売買契約書(案)

売買物件の所在場所	〇〇担当区部内			面積(ha) 〇〇.〇〇
売買物件の種類及び数量	区分	樹種	本数(本)	材積(m <sup>3</sup> )
	立木	〇〇〇〇外〇〇種	〇,〇〇〇	〇〇〇.〇〇
	内訳 別紙「物件明細書」のとおり			
売買代金	売買代金		〇〇〇〇円	
	うち消費税抜代金		〇〇〇〇円	
	消費税(10%)		〇〇〇〇円	
契約保証金	免除			
売買代金の分収額 官行造林立木竹 分収造林立木竹 分収育林立木竹	官収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
分収権者				

売買代金納付の方法	現金納付分 延納分	売買金額	〇〇〇〇円	納付期限	令和〇年〇月〇日	
		延納金額	円	延納期間	~ 日間	
		延納利息	円			
		延納担保 金額	円 以上	担保の種類		
		延納利率	年 %		同提供期限	
		延納金額	円	延納期間	~ 日間	
		延納利息	円			
		延納担保 金額	円 以上	担保の種類		
		延納利率	年 %		同提供期限	
		売買物件の 引渡方法	〇〇〇〇	売買物件の 引渡期間(期限)(概算の場合の最終期限 )		
売買物件の 搬出期間(期限)		引渡の日から起算して〇〇〇日間 (期限 令和〇年〇月〇日)				
売買(使用) 目的の指定				施設設置等 の指定		
特約事項		別添のとおり				

※概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

※本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

売渡人(甲)	分任契約担当官	〇〇森林管理署長
	登録番号 T8000012050001	印
買受人(乙)	〇〇〇都道府県〇〇〇〇	
	〇〇〇〇 〇〇〇〇	
	〇〇〇〇	〇〇 〇〇
		印

# 立木公売物件総括表

令和7年6月20日 入札

十勝東部森林管理署

物件 番号	樹種 方法	伐採 方法	N L 計	本数 (本)	材積 (m³)	m³ 廻り	物 件 所 在 地		保 安 林 協 議	搬 出 期 間	備 考	開 札 結 果						
							林 小 班	担当区				入札 枚数	1 番 札		2 番 札		3 番 札	
												金額	入札者	金額	入札者	金額	入札者	
1	カラマツ 外 14 種	主伐	N L 計	1,415 1,919 3,334	1,312.28 432.12 1,744.40	0.93 0.23 0.52	10ほさきひ	螺湾	伐採協議 令和7年4月1日～令和8年3月31日 作業行為 未協議	令和8年12月18日	皆伐							
小 計			N L 計	1,415 1,919 3,334	1,312.28 432.12 1,744.40													

※ 本物件はすべて持続可能な森林経営が當まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

## 物件明細書

1 頁

十勝東部森林管理署

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積(ha)
7 - 2		10	ほ		60	皆伐	単	9.31

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
カラマツ	生立木		一般用	込	6 - 20		123	22.71
					22 - 32		673	429.37
					34 - 300		619	860.20
樹種計							1,415	1,312.28
N計							1,415	1,312.28
ナラ	生立木		一般用	込	6 - 20		315	29.29
					22 - 32		118	46.73
				3級	34 - 300		19	30.13
樹種計							452	106.15
シラカバ	生立木		一般用	込	6 - 20		304	33.66
					22 - 32		144	55.91
				2級	34 - 46		1	0.82
樹種計							449	90.39
ダケカンバ	生立木		一般用	込	6 - 20		40	3.74
					22 - 32		5	1.70
				3級	34 - 300		4	10.95
樹種計							49	16.39
カツラ	生立木		一般用	込	6 - 20		3	0.22
					22 - 32		1	0.26
				3級	34 - 300		1	1.17

## 物件明細書

2 頁

十勝東部森林管理署

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積(ha)
7 - 2		10	ほ		60	皆伐	単	9.31

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
樹種計							5	1.65
ホオノキ類	生立木		一般用	込	6 - 20		47	4.54
					22 - 32		17	5.97
樹種計							64	10.51
キハダ類	生立木		一般用	込	6 - 20		8	0.62
樹種計							8	0.62
イタヤカエデ	生立木		一般用	込	6 - 20		258	23.12
					22 - 32		13	4.42
				2級	34 - 46		1	0.91
樹種計							272	28.45
シナノキ	生立木		一般用	込	6 - 20		23	2.35
					22 - 32		42	14.01
樹種計							65	16.36
アサダ	生立木		一般用	込	6 - 20		56	5.16
					22 - 32		13	4.70
				3級	34 - 300		2	2.17
樹種計							71	12.03
センノキ	生立木		一般用	込	6 - 20		28	2.54
					22 - 32		14	6.60
				1級	34 - 46		1	1.47

## 物件明細書

3 頁

十勝東部森林管理署

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齢	伐採方法	施業方法	面積(ha)
7 - 2		10	ほ		60	皆伐	単	9.31

樹種名	生被別	態様区分	材種	品質	胸高直径	樹高	本数	材積
センノキ	生立木		一般用	2級	34 - 46		1	0.82
					48 - 58		2	3.76
				3級	34 - 300		13	17.46
樹種計							59	32.65
ニレ	生立木		一般用	込	6 - 20		75	10.67
					22 - 32		128	63.16
				1級	34 - 46		1	1.07
				2級	34 - 46		8	8.03
				3級	34 - 300		6	6.31
樹種計							218	89.24
ヤチダモ	生立木		一般用	込	6 - 20		12	1.64
					22 - 32		6	2.03
				3級	34 - 300		1	1.17
樹種計							19	4.84
エンジュ	生立木		一般用	込	6 - 20		32	2.66
					22 - 32		1	0.26
							33	2.92
樹種計								
他L	生立木		一般用	込	6 - 20		147	16.09
					22 - 32		6	2.10
				2級	34 - 46		1	0.82

## 物件明細書

4 頁

十勝東部森林管理署

評定番号	国有林名	林班	小班	伐区	林齡	伐採方法	施業方法	面積(ha)
7 - 2		10	ほ		60	皆伐	単	9.31

## 別添 1

### 特約事項

#### 1 事業計画書等の提出及び承認

- (1) 買受人は、事業着手の45日前（年末年始を除く）までに現地を精査のうえで「立木販売事業着手届及び事業計画書」及び「伐採及び搬出に係るチェックリスト」について事業地を所轄する森林官を経由のうえ森林管理（支）署に提出し、その内容について森林管理署長等の承認を受けること。また、当該物件を搬出するために搬出路及び土場等を作設する場合は着手届に併せて「搬出路等作設申請図」を提出し、森林管理署長等の承認を受けてから作業に着手すること。
- (2) 事業計画書の承認を受けた後、事業着手前に「立木販売における誤伐防止のためのチェックポイント」を森林官等を経由のうえ森林管理（支）署に提出すること。
- (3) 事業着手後に、事業期間、搬出路作設等の内容が当初の届出から変更になる場合は作業を中止し、再度着手届等を提出し承認を受けてから作業を再開すること。
- (4) 買受人は、事業計画書の作成に際し、伐採後の造林作業が計画どおりに履行できるよう伐採・搬出の計画を立て、その内容を森林管理署長等の承認を受けてから作業に着手すること。

#### 2 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 別紙1「北海道森林管理局の立木販売における主伐時の伐採・搬出指針」を遵守すること。
- (2) 集材に伴い他の立木に損傷を与える恐れのある場合は、当該木にあて木等をして残存木の保全に努めること。
- (3) 土場の箇所、搬出路の選定の際には、森林官と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び既設の搬出路・森林作業道を利用すること。また、初回間伐等で既設の搬出路・森林作業道がなく新設する場合や二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合等は次によること。
  - ア 搬出路を作設する場合はバックホウを使用すること。
  - イ 搬出路の縦断勾配は概ね10度(18%)以下とし、やむを得ない場合は短い区間に限り概ね14度(25%)程度までとする。
  - ウ 搬出路の幅員は3mとする。ただし、必要に応じて0.5m程度の余裕を付加することができる。
  - エ 搬出路の切土高は、概ね1.5m程度とする。
  - オ 搬出路の伐開幅は、必要最小限とする。
  - カ 溪畔周辺（溪畔周辺とは、常時水流のある溪流や河川（国有林野施業実施計画図や国土地理院の地形図（1/25,000）に掲載されている溪流、河川）、湖沼等の水辺（通常、増水や氾濫といった擾乱を直接受ける場所を含む）から概ね片側25mを目安）における搬出路の作設は原則行わないものとし、やむを得ず作設する場合も横断のみに留め、溪畔内や溪畔沿いに長距離にわたって作設することは避けるものとする。
- (4) トラクタ集材に当たっては、ワインチを利用する等、林内への林業機械の走行は極力抑制する。ただし、緩傾斜地でのハーベスター等による林内作業は除くものとする。
- (5) 搬出完了後に、作設した搬出路の完成図(1/5,000)を提出すること。
- (6) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (7) 伐採搬出に使用した搬出路・森林作業道については、事業終了時に適切な水切りを施工するなど、林地災害等の未然防止を図ること。また、使用した林道等については、運材の終了時に不陸均し・水切り等の措置を行い、通行に支障のないよう回復すること。

- (8) 末木枝条については、地拵、植付け作業に支障となる場所に放置しないこと。
- (9) 森林管理署長等は、買受人が承認を受けた搬出路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じること。
- (10) 入札公告時に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規制区域ではない箇所においても、着手時に規制区域に該当する場合があることから、確認の上、盛土規制法を遵守すること。

### 3 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署は銃猟安全対策を定めることから、狩猟期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、事業者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか、「発砲禁止」のぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

### 4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受人が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受人の責任において行うこと。
- (3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。  
また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

### 5 林野火災防止対策

- (1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
  - ア 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
  - イ 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
  - ウ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
  - エ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
  - オ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

(2) 買受人は、(1)の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

## 6 その他

- (1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえること。
- (4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (5) 当（支）署では除雪等の対応は行わないことから、必要な場合は買受人の負担において行うこと。
- (6) 林道保護のため、各年3月上旬から5月下旬までの期間は原則運材を停止すること。
- (7) 物件位置図へ記載のとおり、当該物件売払箇所付近には他物件売払予定箇所があるため、当該箇所を通行する場合は事業計画書提出時までに、周辺の林小班が売買済となっていないか森林官へ確認すること。その際、当該箇所が他事業者へ売買済だった場合は事業者間で調整を行うこと。

## 別紙 1

### 北海道森林管理局の立木販売における主伐時の伐採・搬出指針

本指針は、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整1157号林野庁長官通知（以下「林野庁長官通知」という。））に基づき、北海道森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件等を踏まえ、定めたものである。

#### 1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、立木販売の買受人が主伐時の立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

なお、間伐時においても準用することとする。

#### 2 定義

- (1) 搬出路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設仕様書」（北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書別紙）に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、搬出路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

#### 3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (2) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否等について、森林管理署長等と調整するものとする。
- (3) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木は保全するものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や搬出路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

#### 4 搬出路及び土場の計画及び施工

搬出路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きよ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

- (1) 林地保全に配慮した搬出路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、搬出路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の搬出路又は土場の配置を計画するものとする。

- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて、道内において定着している集材方法も考慮し、路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に急傾斜地などにおいて、やむを得ず搬出路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、のり面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じるものとする。
- ③ 搬出路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、搬出路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
- ④ 搬出路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
- ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
- ⑥ 搬出路又は土場の作設により露出した土壤から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、搬出路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、搬出路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。
- ⑦ 搬出路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。特に一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで搬出路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、搬出路の作設に当たっては、森林管理署長等と協議を行うものとする。

### (2) 周辺環境への配慮

- ① 搬出路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等について森林管理署長等と協議を行い、必要な対策を実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の搬出路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

### (3) 路面の保護と排水の処理

搬出路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滯水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するもの

とする。

- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で搬出路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生にくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滯水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

#### (4) 切土・盛土

搬出路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

##### ① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5 m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5 m 程度以内とすることとし高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は 6 分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は 3 分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2 m 程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が 1 m でも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

##### ② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、搬出路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締め固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようとする。

エ 小溪流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4(3)に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

## 5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- (1) 搬出路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合は、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。
- (2) 搬出路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。
- (3) やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

## 6 事業実施後の整理

### (1) 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。
  - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するものとする。
  - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。
  - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとなるないように留意し、枝条等を山積みにすることを避けるものとする。
  - エ 枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないよう、沢に近い場所、渓流沿い、搬出路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

### (2) 搬出路及び土場の整理

- ① 搬出路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

### (3) 森林管理署長等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、搬出路及び土場の整理の状況等を森林管理署長等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

## 7 その他

- (1) 搬出路又は土場の作設を含む立木の搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他の関係法令に基づく各種手続きを森林管理署長等に提出するものとする。
- (2) 買受人は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
- (3) 本指針については、林野庁長官通知の見直しを基に適宜見直しを行っていくものとする。

樹材種別一覧表

PAGE : 1

十勝東部森林管理署

収穫年度 : 05 年度

調査年度 : 03 年度

復命書番号 : 94

森林事務所 : 螺湾森林事務所

国有林名 :

林班 : 10

枝番 :

小班 : ほ

枝番 :

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直径範囲	本数	材積
カラマツ	一般用	生立木		込	6 - 20	18	3.37
カラマツ	一般用	生立木		込	22 - 32	142	96.17
カラマツ	一般用	生立木		込	34 - 300	155	200.10
計		計				315	299.64
						315	299.64
ナラ	一般用	生立木		込	6 - 20	124	11.32
ナラ	一般用	生立木		込	22 - 32	54	23.14
ナラ	一般用	生立木	3 級	34 - 300	19	30.13	
計		計	3 級			197	64.59
						197	64.59
シラカバ	一般用	生立木		込	6 - 20	35	3.92
シラカバ	一般用	生立木		込	22 - 32	7	2.21
計		計	3 級			42	6.13
						42	6.13
ダケカンバ	一般用	生立木		込	6 - 20	27	2.86
ダケカンバ	一般用	生立木		込	22 - 32	2	0.67
ダケカンバ	一般用	生立木	3 級	34 - 300	4	10.95	
計		計	3 級			33	14.48
						33	14.48
ホオノキ類	一般用	生立木		込	6 - 20	12	1.46
ホオノキ類	一般用	生立木		込	22 - 32	7	2.14
計		計	3 級			19	3.60
						19	3.60
キハダ類	一般用	生立木		込	6 - 20	6	0.52
計		計	3 級			6	0.52
						6	0.52
イタヤカエデ	一般用	生立木		込	6 - 20	23	1.88
イタヤカエデ	一般用	生立木		込	22 - 32	6	2.45
計		計	3 級			29	4.33

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直径範囲	本数	材積
計						29	4.33
アサダ	一般用	生立木		込	6 - 20	22	1.98
アサダ	一般用	生立木		込	22 - 32	11	4.18
アサダ	一般用	生立木	3 級	34 - 300	2	2.17	
計		計	3 級			35	8.33
						35	8.33
センノキ	一般用	生立木		込	6 - 20	4	0.40
センノキ	一般用	生立木		込	22 - 32	12	5.76
センノキ	一般用	生立木	2 級	34 - 46	1	0.82	
センノキ	一般用	生立木	2 級	48 - 58	2	3.76	
センノキ	一般用	生立木	3 級	34 - 300	13	17.46	
計		計	3 級			32	28.20
						32	28.20
ニレ	一般用	生立木		込	6 - 20	11	1.58
ニレ	一般用	生立木		込	22 - 32	6	2.99
ニレ	一般用	生立木	3 級	34 - 300	2	1.64	
計		計	3 級			19	6.21
						19	6.21
ヤチダモ	一般用	生立木		込	6 - 20	8	0.90
ヤチダモ	一般用	生立木		込	22 - 32	4	1.26
ヤチダモ	一般用	生立木	3 級	34 - 300	1	1.17	
計		計	3 級			13	3.33
						13	3.33
エンジュ	一般用	生立木		込	6 - 20	9	0.81
エンジュ	一般用	生立木		込	22 - 32	1	0.26
計		計	3 級			10	1.07
						10	1.07
他 L	一般用	生立木		込	6 - 20	6	0.77
計		計	3 級			6	0.77

## 樹 材 種 別 一 覧 表

PAGE : 2

十勝東部森林管理署

収穫年度 : 05 年度

調査年度 : 03 年度

森林事務所 : 螺湾森林事務所

国有林名 :

復命書番号 : 94

林班 : 10

小班 : ほ

枝番 :

枝番 :

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直 径 範 囲	本 数	材 積
計						6	0.77
				N 2 0 下		18	3.37
				N 2 2 上		297	296.27
				L 2 0 下		287	28.40
				L 2 2 上		154	113.16
				N 計		315	299.64
				L 計		441	141.56
				生立計		756	441.20
				被害計		0	
				総合計		756	441.20

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直 径 範 围	本 数	材 積

樹材種別一覧表

PAGE : 3

十勝東部森林管理署

収穫年度 : 05 年度

調査年度 : 03 年度

復命書番号 : 96

森林事務所 : 螺湾森林事務所

国有林名 :

林班 : 10

枝番 :

小班 : さ

枝番 :

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直徑範囲	本数	材積
カラマツ	一般用	生立木		込	6 - 20	67	12.29
カラマツ	一般用	生立木		込	22 - 32	273	163.40
カラマツ	一般用	生立木		込	34 - 300	102	122.20
計		計				442	297.89
						442	297.89
ナラ	一般用	生立木		込	6 - 20	156	14.56
ナラ	一般用	生立木		込	22 - 32	32	12.99
計		計				188	27.55
						188	27.55
シラカバ	一般用	生立木		込	6 - 20	122	11.88
シラカバ	一般用	生立木		込	22 - 32	16	5.53
計		計				138	17.41
						138	17.41
ダケカンバ	一般用	生立木		込	6 - 20	7	0.48
ダケカンバ	一般用	生立木		込	22 - 32	2	0.52
計		計				9	1.00
						9	1.00
カツラ	一般用	生立木		込	6 - 20	3	0.22
カツラ	一般用	生立木		込	22 - 32	1	0.26
計		計				4	0.48
						4	0.48
ホオノキ類	一般用	生立木		込	6 - 20	26	2.17
ホオノキ類	一般用	生立木		込	22 - 32	6	2.47
計		計				32	4.64
						32	4.64
キハダ類	一般用	生立木		込	6 - 20	2	0.10
計		計				2	0.10
						2	0.10

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直徑範囲	本数	材積
イタヤカエデ	一般用	生立木		込	6 - 20	134	10.98
イタヤカエデ	一般用	生立木	計	込	22 - 32	4	1.04
計		計				138	12.02
						138	12.02
シナノキ	一般用	生立木		込	6 - 20	3	0.45
計		計				3	0.45
						3	0.45
アサダ	一般用	生立木		込	6 - 20	4	0.41
計		計				4	0.41
						4	0.41
センノキ	一般用	生立木		込	6 - 20	10	0.66
計		計				10	0.66
						10	0.66
ニレ	一般用	生立木		込	6 - 20	22	2.84
ニレ	一般用	生立木	計	込	22 - 32	5	1.69
計		計				27	4.53
						27	4.53
ヤチダモ	一般用	生立木		込	6 - 20	1	0.16
ヤチダモ	一般用	生立木	計	込	22 - 32	1	0.51
計		計				2	0.67
						2	0.67
エンジュ	一般用	生立木		込	6 - 20	3	0.20
計		計				3	0.20
						3	0.20
他L	一般用	生立木		込	6 - 20	43	4.18
他L	一般用	生立木	計	込	22 - 32	4	1.26
計		計				47	5.44
						47	5.44

## 樹 材 種 別 一 覧 表

PAGE : 4

十勝東部森林管理署

収穫年度 : 05 年度

調査年度 : 03 年度

森林事務所 : 螺湾森林事務所

国有林名 :

復命書番号 : 96

林班 : 10

小班 : さ

枝番 :

枝番 :

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直 径 範 囲	本 数	材 積
				N 2 0 下		67	12.29
				N 2 2 上		375	285.60
				L 2 0 下		536	49.29
				L 2 2 上		71	26.27
				N 計		442	297.89
				L 計		607	75.56
				生立計		1,049	373.45
				被害計		0	
				総合計		1,049	373.45

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直 径 範 围	本 数	材 積

樹 材 種 別 一 覧 表

PAGE : 1  
十勝東部森林管理署

収穫年度 : 05 年度  
調査年度 : 04 年度  
復命書番号 : 117

森林事務所 : 螺湾森林事務所

国有林名 : 螺湾

林班 : 10 枝番 :  
小班 : き 枝番 :

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直徑範囲	本数	材積
カラマツ	一般用	生立木		込	22 - 32	31	25.63
カラマツ	一般用	生立木		込	34 - 300	279	437.91
		計				310	463.54
						310	463.54
ナラ	一般用	生立木		込	22 - 32	19	6.31
		計				19	6.31
						19	6.31
シラカバ	一般用	生立木		込	6 - 20	19	3.06
シラカバ	一般用	生立木		込	22 - 32	77	33.09
シラカバ	一般用	生立木		2 級	34 - 46	1	0.82
		計				97	36.97
						97	36.97
カツラ	一般用	生立木		3 級	34 - 300	1	1.17
		計				1	1.17
						1	1.17
イタヤカエデ	一般用	生立木		込	6 - 20	19	3.06
イタヤカエデ	一般用	生立木		2 級	34 - 46	1	0.91
		計				20	3.97
						20	3.97
シナノキ	一般用	生立木		込	22 - 32	38	12.82
		計				38	12.82
						38	12.82
センノキ	一般用	生立木		1 級	34 - 46	1	1.47
		計				1	1.47
						1	1.47
ニレ	一般用	生立木		込	6 - 20	38	5.55
ニレ	一般用	生立木		込	22 - 32	115	57.96
ニレ	一般用	生立木		1 級	34 - 46	1	1.07

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直徑範囲	本数	材積
ニレ	一般用	生立木		2 級	34 - 46	8	8.03
ニレ	一般用	生立木		3 級	34 - 300	2	2.94
		計				164	75.55
						164	75.55
エンジュ	一般用	生立木		込	6 - 20	19	1.53
		計				19	1.53
他 L	一般用	生立木		込	6 - 20	96	10.90
他 L	一般用	生立木		2 級	34 - 46	1	0.82
		計				97	11.72
						97	11.72
					N 2 0 下	0	
					N 2 2 上	310	463.54
					L 2 0 下	191	24.10
					L 2 2 上	265	127.41
					N 計	310	463.54
					L 計	456	151.51
					生立計	766	615.05
					被害計	0	
					総合計	766	615.05

樹 材 種 別 一 覧 表

PAGE : 5

十勝東部森林管理署

収穫年度 : 05 年度

調査年度 : 03 年度

復命書番号 : 97

森林事務所 : 螺湾森林事務所

国有林名 :

林班 : 10

枝番 :

小班 : ひ

枝番 :

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直徑範囲	本数	材積
カラマツ	一般用	生立木		込	6 - 20	38	7.05
カラマツ	一般用	生立木		込	22 - 32	227	144.17
カラマツ	一般用	生立木		込	34 - 300	83	99.99
		計				348	251.21
						348	251.21
ナラ	一般用	生立木		込	6 - 20	35	3.41
ナラ	一般用	生立木		込	22 - 32	13	4.29
		計				48	7.70
						48	7.70
シラカバ	一般用	生立木		込	6 - 20	128	14.80
シラカバ	一般用	生立木		込	22 - 32	44	15.08
		計				172	29.88
						172	29.88
ダケカンバ	一般用	生立木		込	6 - 20	6	0.40
ダケカンバ	一般用	生立木		込	22 - 32	1	0.51
		計				7	0.91
						7	0.91
ホオノキ類	一般用	生立木		込	6 - 20	9	0.91
ホオノキ類	一般用	生立木		込	22 - 32	4	1.36
		計				13	2.27
						13	2.27
イタヤカエデ	一般用	生立木		込	6 - 20	82	7.20
イタヤカエデ	一般用	生立木		込	22 - 32	3	0.93
		計				85	8.13
						85	8.13
シナノキ	一般用	生立木		込	6 - 20	20	1.90
シナノキ	一般用	生立木		込	22 - 32	4	1.19
		計				24	3.09
						24	3.09

樹種	材種	生被区分	態様区分	品質区分	直徑範囲	本数	材積
アサダ	一般用	生立木		込	6 - 20	30	2.77
アサダ	一般用	生立木	計	込	22 - 32	2	0.52
						32	3.29
						32	3.29
センノキ	一般用	生立木		込	6 - 20	14	1.48
センノキ	一般用	生立木	計	込	22 - 32	2	0.84
						16	2.32
						16	2.32
ニレ	一般用	生立木		込	6 - 20	4	0.70
ニレ	一般用	生立木		込	22 - 32	2	0.52
ニレ	一般用	生立木	計	3級	34 - 300	2	1.73
						8	2.95
						8	2.95
ヤチダモ	一般用	生立木		込	6 - 20	3	0.58
ヤチダモ	一般用	生立木	計	込	22 - 32	1	0.26
						4	0.84
						4	0.84
エンジュ	一般用	生立木	計	込	6 - 20	1	0.12
						1	0.12
						1	0.12
他L	一般用	生立木		込	6 - 20	2	0.24
他L	一般用	生立木		込	22 - 32	2	0.84
他L	一般用	生立木	計	3級	34 - 300	1	0.91
						5	1.99
						5	1.99
N 20 下						38	7.05
N 22 上						310	244.16
L 20 下						334	34.51
L 22 上						81	28.98

## 樹 材 種 別 一 覧 表

PAGE : 6

十勝東部森林管理署

収穫年度 : 05 年度

調査年度 : 03 年度

森林事務所 : 螺湾森林事務所

国有林名 :

林班 : 10

枝番 :

復命書番号 : 97

小班 : ひ

枝番 :

樹種	材種	生被 区分	態様区分	品質区分	直徑 範囲	本数	材積
				N 計		348	251.21
				L 計		415	63.49
				生立計		763	314.70
				被害計		0	
				総合計		763	314.70

樹種	材種	生被 区分	態様区分	品質区分	直徑 範囲	本数	材積

## 造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 7年度十勝東部署【螺湾地区】立木販売・造林請負一括事業第2号
- 2 事業場所 十勝東部森林管理署 10林班ほ小班ほか
- 3 事業量 地拵（大型機械） 9.31ha  
植付（コンテナ苗） 9.31ha (11,900本)
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和9年11月19日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 円也)

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○×	部分払	回以内	第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

- 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定年月日

## 8 特約事項

- ① 上記の事業について、年限毎に定める国庫債務負担限度額に見合う事業量を確實に履行すること。
- ② 上記の事業は、国庫債務負担限度額を定める年度以前に実施することを妨げないが（部分）完了届の提出は、当該支出設定年度に提出するものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各自の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 足寄郡足寄町北3条2丁目3-1  
 　　分任支出負担行為担当官  
 　　氏名 十勝東部森林管理署長 佐藤 英典 印

請負者 住所  
 　　氏名 印

## 別紙

## 国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選択事項	選択条項
○	各会計年度における請負金の支 払限度額	令和 7 年度 0 円
		令和 8 年度 0 円
		令和 9 年度 円
○	支払限度額に対応する各会計年 度の出来高予定	令和 7 年度 0 円
		令和 8 年度 0 円
		令和 9 年度 円
×	前払金	第 41 条
×	翌会計年度の前払金相当額	円 第 41 条 3 項
○ ×	部分払	第 42 条
×	前払金の支払を受けている場合 の部分払額の決定	(a)
		(b)
○	各会計年度において部分払を請 求できる回数	令和 7 年度 0 回
		令和 8 年度 0 回
		令和 9 年度 3 回

## 大型機械(グラップル等)

# 事 業 内 訳 書

コンテナ苗植付

## 事 業 内 訳 書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (本)	作業仕様			作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	
螺湾	10 ほ	新植 コンテナ苗植付	カラマツ(コンテナ 苗)	1.80	1.80	2,300	2	4.00	1.28	1	R9.9.1	R9.11.19
螺湾	10 さ	新植 コンテナ苗植付	カラマツ(コンテナ 苗)	2.13	2.13	2,700	2	4.00	1.28	1	R9.9.1	R9.11.19
螺湾	10 き	新植 コンテナ苗植付	カラマツ(コンテナ 苗)	3.22	3.22	4,100	2	4.00	1.28	1	R9.9.1	R9.11.19
螺湾	10 ひ	新植 コンテナ苗植付	カラマツ(コンテナ 苗)	2.16	2.16	2,800	2	4.00	1.28	1	R9.9.1	R9.11.19
		新植 コンテナ苗植付 計		9.31	9.31	11,900						
		螺湾 計		9.31	9.31	11,900						
合計				9.31	9.31	11,900						

## 設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする

# 本事業費内訳表

事業名 7年度十勝東部署【螺湾地区】立木販売・造林請負一括事業第2号

十勝東部森林管理署

区分	作業種	名称	数量	単位	単価	金額	備考
直接事業費	地拵・地表処理(大型機械(グラップル等))	新植地拵	9.31	ha			
	コンテナ苗植付	新植	9.31	ha			
		直接事業費計					
間接事業費	共通仮設費	安全費(熊撃退スプレー等含む) 安全費(エゾシカ幟等含む)	1.00	式			
	現場管理費		1.00	式			施工地域: 山間僻地及び離島
	間接事業費計		1.00				
事業原価			1.00				
一般管理費等			1.00	式			
事業価格			1.00				
消費税相当額			10	%			
本事業費計			1.00				

# 地拵・地表処理(大型機械(グラップル等))プルーフリスト

7年度十勝東部署【螺湾地区】立木販売・造林請負一括事業第2号

箇所数 4

面積合計 9.31 9.31

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	面積 更新方法 の区分	面積		刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路			刈払率	haあたり30cm以下 伐根処理		林地 傾斜	通勤距離		
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)				有無	延長 (m)	刈幅 (m)		自動車 (km)	徒歩 (km)	徒歩 難易			
螺湾	10	ほ		単層林	新植地拵	1.80	1.80	筋刈	6.0	6.0				50%	100本以上	16~25°	18		易	
螺湾	10	さ		単層林	新植地拵	2.13	2.13	筋刈	6.0	6.0				50%	100本以上	16~25°	18		易	
螺湾	10	き		単層林	新植地拵	3.22	3.22	筋刈	6.0	6.0				50%	100本以上	16~25°	18		易	
螺湾	10	ひ		単層林	新植地拵	2.16	2.16	筋刈	6.0	6.0				50%	100本以上	16~25°	18		易	

# コンテナ苗植付プルーフリスト

7年度十勝東部署【螺湾地区】立木販売・造林請負一括事業第2号

箇所数 4

面積合計 9.31 9.31

本数合計 11,900

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	面積		植生の種類	植栽樹種	植栽本数		苗木運搬距離(km)	苗木小運搬		苗木規格	石礫比	林地傾斜	通勤距離			植条数	列間(m)	苗間(m)	
					事業量(ha)	実行面積(ha)			植付総本数(本)	haあたり本数(本)		条件	距離(km)				自動車(km)	徒歩(km)	徒歩難易				
螺湾	10	ほ		単層林	新植	1.80	1.80	その他(雑草、チシマザサ以外)	カラマツ(コンテナ苗)1号	2,300	1,278				50cm以下	15%以下	16~25°	18		易	2	4.00	1.28
螺湾	10	さ		単層林	新植	2.13	2.13	その他(雑草、チシマザサ以外)	カラマツ(コンテナ苗)1号	2,700	1,268				50cm以下	15%以下	16~25°	18		易	2	4.00	1.28
螺湾	10	き		単層林	新植	3.22	3.22	その他(雑草、チシマザサ以外)	カラマツ(コンテナ苗)1号	4,100	1,273				50cm以下	15%以下	16~25°	18		易	2	4.00	1.28
螺湾	10	ひ		単層林	新植	2.16	2.16	その他(雑草、チシマザサ以外)	カラマツ(コンテナ苗)1号	2,800	1,296				50cm以下	15%以下	16~25°	18		易	2	4.00	1.28

# 積上共通仮設費プルーフリスト

1/1

7年度十勝東部署【螺湾地区】立木販売・造林請負一括事業第2号

箇所数	1	5.00					
担当区	林班	小班	枝番	名称(作業種)	規格	数量	単位
螺湾	10	ほ		「発砲禁止」幟設置・撤去	幟:450*1500mm、生地:オレンジ、文字:黒文字1色 幟用ポール:伸縮3m、PP被覆鋼管	5.00	本

## 苗木購入プルーフリスト

7年度十勝東部署【螺湾地区】立木販売・造林請負一括事業第2号

11,900

作業種	更新方法の区分	苗木	数量(本)
コンテナ植付	新植	カラマツ(コンテナ苗) 1号	11,900

## 苗木運搬プルーフリスト

7年度十勝東部署【螺湾地区】立木販売・造林請負一括事業第2号

作業種	運搬距離(km)	トドマツ類数量(本)	カラマツ類数量(本)	合計本数(本)	裸苗 運搬回数	コンテナ苗 運搬回数
コンテナ植付	200		11,900	11,900		2